

重点的な取組の概要と重点目標(例)

| 重点的な取組 | 5年後のめざす姿(概要) | 主な取組内容(概要) | 目標項目 | 現状値 |
|----------------------------------|---|--|--|--------------------------------|
| 1ライフプラン教育の推進 | 家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が児童・生徒を含めた若い世代の間に広がり、自らの人生設計を考える基盤ができています。 | ・小中学生、高校生、大学生などを対象としたライフプラン教育 ・企業の若手職員等に対するキャリアプランと合わせたライフプラン教育 | 全公立中学校で思春期教育を行う市町数 | 3市町(平成26年度) |
| | | | 県立学校において、ライフプランや結婚、子育て等についての講演会や保育実習、専門医等の派遣等を実施している割合 | ・保育実習8校・講演会3校・県立学校への専門医等の派遣12回 |
| 2若者の雇用対策 | 結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することがなくなっています。 | ・若者が安易に非正規雇用を選択しないための啓発 ・中小企業の魅力発信、経営者と若者の交流 ・県外大学生のUターン就職促進 ・若者が農業へ参入できる環境づくり | 「おしごと広場みえ」利用者の就職率 | 40.3% (平成25年度) |
| 3出会いの支援 | 結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っています。 | ・出逢いイベントの情報提供や結婚の意義や良さについての啓発 ・市町、団体、企業の取組の支援 | 出会いの場の情報提供数 | |
| | | | 結婚支援に取り組む市町数 | 11市町 (平成25年11月) |
| 4子育て期女性の就労に関する支援 | 就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える女性が、希望する形で就労できています。 | ・高等教育期のキャリア形成支援 ・パート労働者が就労継続できる環境づくり ・再就職後の非正規雇用から正規雇用への移行支援 | 女子学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数 | |
| 5企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援 | 安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「育ボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む子育てに優しい企業が増えています。 | ・企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組の支援 ・企業によるマタハラ・パタハラのない職場づくりの取組支援 | ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合 | 31.8% (平成25年度) |
| 6男性の育児参画の推進 | 男性の育児参画が進み、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができる環境が整っています。 | ・子育て男性や団体等の情報交換 ・男性の育児参画について関心を高めるための取組 ・子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が関われる環境づくり | 育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性) | 4.2% (平成25年度) |
| 7切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 | 出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが進んでいます。 | ・市町の母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくり支援 ・産後ケア事業を行う市町支援 | 母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みのある市町数 | 調査中 |
| | | | 産後ケア事業を実施する市町数 | 1市町 (平成26年10月20日) |
| 8不妊で悩む家族への支援 | 不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっています。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が社会に認識されています。 | ・不妊や不育症に関する相談 ・男性、第2子、不育症等を含む費用助成 | 男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数 | 19市町 (平成26年度) |
| 9周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援 | 必要な産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、機能分担、連携体制が構築され、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。 | ・周産期医療提供の総合的ネットワーク体制構築の調査研究 ・周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援 ・新生児ドクターカー(すぐく号)の運用 ・小児の在宅療育・療養に必要な連携体制や人材育成の支援 | 産科・産婦人科医師数(2年毎に把握) | 96人 (平成24年) |
| | | | 周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率 | 88.2% (平成25年) |
| 10保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援 | 低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができます。 | ・保育士の就職相談、就業継続支援、処遇改善 ・低年齢児保育の保育士加配の支援 ・病児・病後児保育の施設整備等の支援 ・放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援 ・祖父母世代の子育て支援 ・地域の子育て団体の活動の支援 | 低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数 | |
| | | | 放課後児童クラブ・放課後こども教室を設置する小学校区の割合 | 88.0% (平成26年5月) |
| 子どもの貧困対策については27年度に策定する計画を踏まえて再検討 | | | | |
| 11子どもの貧困対策 | 子供の将来がそのまま育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と子どもへの教育の機会均等等の取組が進んでいます。 | ・ひとり親家庭の就労支援、家庭等生活支援、学習支援の拡大 ・父子家庭に対する相談 | ひとり親家庭の就業相談件数 | 65件 (平成25年度) |
| 12児童虐待の防止 | 地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。 | ・妊娠届出時のアンケートの県内市町での統一的活用 ・市町職員の人材育成支援の充実 ・市町要保護児童対策地域協議会の運営強化 | 児童虐待により死亡した児童数 | 0人 |
| 13社会的養護の推進 | 社会的養護を必要とする子どもたちに、できる限り家庭的な環境で養育する『家庭的養護』が提供されるよう、児童養護施設等本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設の無い地域への分散化、及び里親・ファミリーホームの新規開拓・委託が進んでいます。 | ・新たな里親の開拓 ・小規模グループケア化、地域分散化のための施設整備 ・家庭的養護を図る施設の職員体制の充実 | グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 | 7.7% (平成26年3月) |
| | | | 里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 | 16.6% (平成26年3月) |
| 14発達支援が必要な子どもへの支援 | 発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築されることにより、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。 | ・子ども心身発達医療センターの整備 ・市町に対する技術的支援 ・CLMの保育所等への導入促進 | 「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園の割合 | 20.5% (平成25年度) |